

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【公表番号】特表2012-514774(P2012-514774A)

【公表日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2011-545459(P2011-545459)

【国際特許分類】

G 03 B	21/60	(2006.01)
B 43 L	1/10	(2006.01)
G 02 B	5/30	(2006.01)
G 02 B	1/10	(2006.01)
G 02 B	5/32	(2006.01)
G 02 B	5/26	(2006.01)
G 02 B	5/02	(2006.01)
G 02 B	5/00	(2006.01)

【F I】

G 03 B	21/60	Z
B 43 L	1/10	
G 02 B	5/30	
G 02 B	1/10	Z
G 02 B	5/32	
G 02 B	5/26	
G 02 B	5/02	B
G 02 B	5/02	C
G 02 B	5/00	B

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 前部及び後部主表面を有する書き込み部材であって、前記前部主表面が乾式消去面として使用されることが可能であり、前記書き込み部材が実質的に透明である、書き込み部材と、

(b) 前記書き込み部材の前記後部主表面上に配置される投射部材であって、

(1) 光を、第1の視野角 A_H で第1の方向に散乱し、第2の視野角 A_V で前記第1の方向と直交する第2の方向に散乱し、 A_H / A_V は、少なくとも約2である、非対称光学ディフューザーと、

(2) 前記非対称光学ディフューザーによって散乱されない光を反射する実質的に鏡面反射性の反射鏡と、を備える、投射部材と、を備える、通信物品。

【請求項2】

前記書き込み部材の前記前部主表面は、接触スタイラス表面計によって測定される時、60～1000の範囲である所定の平均表面粗さ R_a を有する、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記非対称光学ディフューザーは第1の材料内に複数の細長構造を備え、前記細長構造は概して前記第2の方向に沿って配向される、請求項1に記載の物品。

【請求項4】

前記非対称光学ディフューザーは実質的に偏光非感受性である、請求項1に記載の物品。

【請求項5】

前記鏡面反射鏡は、実質的にゼロの入射角での可視で第1の平均反射率 R_0 を有し、実質的に45度の入射角での可視で第2の平均反射率 R_{45} を有し、 R_0 / R_{45} は少なくとも約1.5である、請求項1に記載の物品。

【請求項6】

可視波長での、前記実質的に鏡面反射性の反射鏡の総反射率に対する鏡面反射率の比率は、少なくとも約0.7である、請求項1に記載の物品。

【請求項7】

請求項1に記載の通信物品と、

第1の方向に概して沿って像面上に画像光を投射する画像投射光源であって、前記第1の方向は、水平方向と α_1 の角度をなす、画像投射光源と、

水平方向と角度 α_2 をなす第2の方向に概して沿って周辺光を放つ周辺光源と、

前記像面に配置され、水平方向に沿った第1の視野角 A_H と、前記水平方向と直交する垂直方向に沿った第2の視野角 A_V とを有する、非対称光学ディフューザーであって、 A_H / A_V は少なくとも約2であり、 $A_V / 2$ は α_1 を超えてかつ α_2 未満である、非対称光学ディフューザーと、

前記非対称光学ディフューザーによって散乱されない光を反射し、約 α_1 の入射角の可視で第1の平均反射率 R_1 と、約 α_2 の入射角の可視で第2の平均反射率 R_2 とを有する、実質的に鏡面反射性の反射鏡であって、 R_1 / R_2 は少なくとも約1.5である、実質的に鏡面反射鏡と、を備える、投射システム。